

## さいたま市コスト表記実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、印刷物の作成並びにイベント及び委託調査事業の実施に要するコストを表示すること（以下「コスト表記」という。）に関して必要な事項を定めることにより、市政の透明性の確保と職員のコスト意識の更なる向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 所管課 印刷物を作成し、又はイベント若しくは委託調査事業を所管する課をいう。
- (2) 印刷物 市が発行する広報紙、報告書、パンフレット、ポスター、広告としての機能を有する封筒等であって、印刷センター又は外部業者に発注して作成するものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 個人に交付することを目的として作成するもの
  - イ 市その他特定の第三者に提出することを目的として作成するもの
  - ウ その他市の共通物品として作成するもの
- (3) イベント 市が主催し、又は共催する講演会、シンポジウム、フォーラム、研修等の行事をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱（平成22年8月22日 決裁）に定める附属機関等の会議
  - イ 対象者を市職員に限定した会議又は研修であって、当該会議又は研修のための予算を計上していないもの
- (4) 委託調査事業 市が外部業者に委託して物事の実態、動向等を明確にするために実施する調査、検査、測定、研究、鑑定等の事業をいう。

### (印刷物のコスト表記)

第3条 所管課の長（以下「所管課長」という。）は、印刷物を作成したときは、コスト表記をしなければならない。

2 無償の印刷物のコスト表記の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 印刷部数

(2) 印刷物作成コスト（当該印刷物を作成するためのコストであって、次のア及びイに掲げる印刷物の区分に応じ当該ア及びイに定めるものをいう。以下同じ。）を印刷部数で除した金額。なお、当該金額に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額とする。ただし、当該金額が1円未満の場合は、この限りでない。

ア 所管課に対し配当された予算により作成した印刷物 当該印刷物の作成に係る印刷製本費及び委託料のうち、執行する予定の総額

イ 印刷センターに発注して作成した印刷物 市長が別に定める単価表に掲げる単価を用いて算出した額

(3) 印刷物作成コストから、国庫支出金、県支出金、分担金及び負担金、市債その他の特定収入を差し引いた額を印刷部数で除した金額。なお、当該金額に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額とする。ただし、当該金額が1円未満の場合は、この限りでない。

(4) 前3号に掲げるもののほか、所管課長が表示する必要があると認める事項

3 有償の印刷物のコスト表記の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 販売価格

(2) 前号に掲げるもののほか、所管課長が表示する必要があると認める事項

4 前2項に規定するコスト表記は、当該印刷物の次に掲げる位置に表示する。

(1) 冊子様の印刷物については、裏表紙の外側で市民及び職員が見やすい位置。

ただし、裏表紙の外側への表記が困難な場合に限り、表表紙の外側又は背表紙で市民及び職員が見やすい位置とすることができる。

(2) 前号以外の印刷物については、余白等の市民及び職員が見やすい位置

5 前各項の規定は、次条の規定によりコスト表記を行う場合は、適用しない。

（イベントのコスト表記）

第4条 所管課長は、イベントのうち市が主催するものを実施するときは、コスト表記をしなければならない。

2 所管課長は、イベントのうち市が他の団体と共催するものを実施するときは、

共催者と協議の上、コスト表記をするよう努めるものとする。

3 イベントのコスト表記の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 当該イベントの実施にあたり配当された予算のうち、印刷物作成コストと印刷物作成コスト以外に所管課が執行する予定の総額とを合算した金額。ただし、当該金額が、1万円以上の場合で千円未満の端数があるときはこれを四捨五入して得た額とするものとし、10万円以上の場合で1万円未満の端数があるときはこれを四捨五入して得た額とする。

(2) 前号に規定するコストの金額から、国庫支出金、県支出金、分担金及び負担金、市債その他の特定収入を差し引いた額

(3) 前2号に掲げるもののほか、所管課長が表示する必要があると認める事項

4 前項に規定するコスト表記は、当該イベントの告知等を目的として作成する印刷物、表示板、ホームページ等の次に掲げる位置に表示する。

(1) 冊子様の印刷物については、裏表紙の外側で市民及び職員が見やすい位置。

ただし、裏表紙の外側への表記が困難な場合に限り、表表紙の外側又は背表紙で市民及び職員が見やすい位置とすることができる。

(2) 前号以外の印刷物、表示板等については、余白等の市民及び職員が見やすい位置

(3) ホームページについては、市民及び職員が見やすい位置

(委託調査事業のコスト表記)

第5条 所管課長は、委託調査事業を実施したときは、コスト表記をしなければならない。

2 委託調査事業のコスト表記の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 当該委託調査事業の実施にあたり配当された予算のうち、所管課が当該事業の実施のために執行する予定の総額。ただし、当該総額が、1万円以上の場合で千円未満の端数があるときはこれを四捨五入して得た額とし、10万円以上であって1万円未満の端数があるときはこれを四捨五入して得た額とする。

(2) 前号に規定するコストの総額から、国庫支出金、県支出金、分担金及び負担金、市債その他の特定収入を差し引いた額

(3) 前2号に掲げるもののほか、所管課長が表示する必要があると認める事項

3 前項に規定するコスト表記は、当該委託調査事業の成果物（委託により作成された調査報告書、検査報告書等をいう。以下この項において同じ。）の次に掲げる位置に表示する。

(1) 冊子様の成果物については、裏表紙の外側で市民及び職員が見やすい位置。  
ただし、裏表紙の外側への表記が困難な場合に限り、表表紙の外側又は背表紙で市民及び職員が見やすい位置とすることができる。

(2) 前号以外の成果物については、余白等の市民及び職員が見やすい位置

(3) ホームページについては、市民及び職員が見やすい位置

(適用除外)

第6条 この要綱の規定は、コスト表記を行うことにより、事業の実施に著しい支障が生じるおそれのある場合又はコストを算出できない理由がある場合については、適用しない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、コスト表記に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱による改正後のさいたま市コスト表記実施要綱第3条から第6条までの規定は、この要綱の施行の日以後に行うコスト表記について適用し、同日前に行うコスト表記については、なお従前の例による。